

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年 8月 2日

分任支出負担行為担当官

関東地方整備局

日光砂防事務所長 光永 健男

### 1 調達内容

(1) 品目分類番号 26

(2) 購入等件名及び数量

日光砂防事務所で使用する電気

契約電力 63kW

予定使用電力量 718,200kWh

(3) 調達件名の特質等 入札説明書による。

(4) 使用期間

平成22年12月 1日から

平成25年11月30日まで。

(5) 納入場所 入札説明書による。

(6) 入札方法 入札書に記載する金額は、各社

において設定する契約電力に対する単価（基

本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電

力料金単価)を根拠とし、あらかじめ当局が別途提示する月ごとの予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した各月の対価の使用期間に対する総額を入札金額とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税に相当する金額を含めて見積もった金額を入札書に記載すること。

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には、移行しない。

#### (7) 電子入札システムの利用

本案件は、証明書等の提出、入札を電子入札システムで行う対象案件である。なお、電子入札システムによりがたい場合は、紙入札

方式参加願を提出するものとする。

## 2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)  
「物品の製造」又は「物品の販売」のA、B  
又はCの等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 証明書等の受領期限の日から開札の時までの期間に、関東地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (4) 電気事業法第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届け出を行っている者であること。
- (5) 省CO<sub>2</sub>化の要素を考慮する観点から、入札説明書に記載する基準を満たすこと。

- (6) 電子入札システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。

### 3 入札書及び入札内訳書の提出場所等

- (1) 電子入札システムのURL、入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
国土交通省電子入札システム

<http://www.e-bisc.go.jp>

〒 321-1414 栃木県日光市萩垣面 2 3 9 0

国土交通省関東地方整備局日光砂防事務所  
総務課専門員

TEL 0288 - 54 - 1191 内線 215

- (2) 紙入札方式による入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先 (1)の問い合わせ先に同じ。

- (3) 入札説明書の交付場所及び交付方法

① 上記 (1) の問い合わせ先で交付する。

② 希望者には、郵送（着払い）による交付も行うので、上記 (1) の問い合わせ先

に申し出ること。この場合において、送料は希望者の負担とする。

- (4) 電子入札システムによる入札書類データ  
(証明書等)の受領期限、及び紙入札による  
証明書等の受領期限

平成22年8月24日 13時00分

- (5) 電子入札システムによる入札書の受領期  
限、及び紙入札による入札書の受領期限

平成22年9月 3日 16時00分

- (6) 開札の日時及び場所

平成22年9月 6日 9時15分

国土交通省関東地方整備局日光砂防事務所  
入札室

#### 4 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 入札者に要求される事項
- (a) 電子入札システムにより参加を希望する

者は、入札書類データ（証明書等）を上記  
3（4）の受領期限までに、上記3（1）に示す  
URLに提出しなければならない。

(b) 紙入札方式により参加を希望する者は、  
必要な証明書等を上記3（4）の受領期限ま  
でに、上記3（1）に示す場所に提出しなけ  
ればならない。

なお、(a)(b)いずれの場合も、開札日の前  
日までの間において必要な証明書等の内容に  
関する契約担当官等からの照会があった場合  
には、説明しなければならない。

(4) 入札の無効 競争に参加する資格を有しな  
い者のした入札及び入札の条件に違反した入  
札は無効とする。

(5) 契約書の作成の要否 要。

(6) 落札者の決定方法 予算決算及び会計令第  
79条の規定に基づいて作成された予定価格の  
制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入  
札を行った者を落札者とする。

(7) 手続きにおける交渉の有無 無。

(8) 詳細は入札説明書による。

## 5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity

: Takeo Mitsunaga General Manager of Nikko Sabo  
Office, Kanto Regional Development Bureau

(2) Classification of the products to be procured : 26

(3) Nature and quantity of the products to be required :

Electricity used in the Nikko Sabo Office jurisdiction.

(4) Delivery period : From 1 December, 2010 through 30

November, 2013.

(5) Delivery place : as in the tender documentation.

(6) Qualification for participating in the tendering procedures

: Suppliers eligible for participating in the proposed  
tender are those who shall :

① not come under Article 70 and 71 of the Cabinet  
Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.

② have Grade A ,B or C on "manufacturing of  
products" or "selling of products" in Kanto Koushinetsu

Area in terms of qualification for participating in tenders by Ministry of Land,Infrastructure,Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency).

③ not be under suspension of nomination by Director-General of Kanto Regional Development Bureau from Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for qualification to Bid Opening.

④ have permission to be a general electric enterprise in accordance with Article 3, Section 1 of the Electricity Utilities Industry Law, or have registered as a specified scale electric enterprise in accordance with Article 16-2,Section 1 of the same law.

⑤ Fulfill the requirement mentioned in the tender manual that are stated from the viewpoint of reducing CO<sub>2</sub>.

(7) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for qualification : 13:00 24, August,2010

(8) Time-limit for tender : 16:00 3 September, 2010.

(9) Contact point for the notice :



Contract Section,Accounting Division,Nikko Sabo Office  
Kanto Regional Development Bureau,Ministry of  
Land,Infrastructure,Transport and Tourism.  
2390 Hangakimen Nikko City, Tochigi,321-1414,Japan  
TEL 0288 — 54 — 1191 ex.215